

肺がん検診実施要領（集団検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、肺がんの早期発見早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する肺がん集団検診業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する40歳以上の者とする。ただし、肺がんの診断が確定し、治療中の者および経過観察中の者は除く。年齢は当該年度3月31日時点の年齢とする。

2 検診回数は、同一人年1回とする。

（実施人員）

第3 検診の人員については、検診車1台につき約170人を上限とし、施設の収容人数等により、安全に実施できる人数とする。

（実施期間）

第4 肺がん集団検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（実施日時）

第5 この検診の実施日及び実施時間については、甲が計画し、乙と協議のうえ決定する。

（検診取扱い医療機関）

第6 この検診は、乙から推薦を受けた医療機関（以下「丙」という。）が行うものとする。

（検診費用）

第7 丙は、肺がん検診の検診費用として、受診者から300円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

（受診券及び検診票の配布）

第8 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付し、実施日および実施会場を通知する。この時、次の各号に掲げる事項を記載した資料を同封し、受診者に説明を行うものとする。

- （1）検査結果が「要精密検査」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること
- （2）精密検査は、胸部CT検査により実施すること、及び検査の概要
- （3）精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は丙がその結果を共有すること
- （4）検診の有効性（胸部エックス線検査による肺がん検診は、死亡率減少効果があること）に加え、検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと、がんがなくても検診の結果が「要精密検査」となる場合もあることなどの検診の不利益
- （5）検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること
- （6）肺がんの罹患は、わが国のがん死亡の上位に位置すること
- （7）禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及

2 甲は、丙に対し、「肺がん・結核検診票（COPDスクリーニングを含む）」（以下「検診票」という。）を配布する。

（検診方法）

第9 受診者は、受診券及び第7条に定める検診費用を実施会場に持参し、検診を受けるものとする。

2 検診項目は、次のとおりとする。（1）問診（現症、喫煙歴、喀痰・血痰の有無、既往歴、職歴、妊娠の可能性の有無、検診受診状況等）喫煙歴あり（過去における喫煙者も含む）の場合は喫煙指数（1日本数×年数）を聴取する。加熱式たばこについては、「カートリッジの本数」を

「喫煙本数」と読み替える。

丙は、問診の結果、検診日より起算して6か月以内の血痰など自覚症状がある受診希望者に対して、速やかに専門機関を受診するように促すものとする。

(2) 胸部エックス線検査

デジタル方式とし、日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約改訂第9版を参考に次のとおり実施することとする。

ア 画像の評価を行う。

イ 撮影機器の種類及びモニタ読影の有無を甲（乙）に報告する。

ウ 撮影方法及び画像処理法は、日本肺癌学会が定める方法であること。

(3) COPD スクリーニング問診

丙は、次に掲げるすべての事項に該当する者を抽出するCOPDスクリーニング問診を行う。

ア 60歳以上の者

イ 過去または現在（受診日時点をいう）において喫煙歴がある

ウ 咳やたんが慢性的に続いている

エ 受診日から起算して過去一年以内に胸部CT検査を受けていない

（胸部エックス線写真の読影）

第10 読影は、必ず2人以上の医師によって二重読影を行う。

第一読影医：検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加していること

第二読影医：下記1)、2)のいずれかを満たすこと

1) 3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年に1回以上参加している。

2) 5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとして経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加している。

2 二重読影の実施にあたり、第二読影を行う医師は、独立した判断をするために、まず、第一読影を行った医師の判定を見ずに読影を行うこととする。

3 受診者の過去に撮影された胸部エックス線写真が丙に保存されている場合は、異常所見の有無に係わらず比較読影を実施することが望ましい。

4 読影した2人の医師のうちどちらかが「要比較読影」「要精密検査」と判定した場合は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影を実施する。

5 比較読影を行うにあたっては、「第二読影を行った医師（以下、第二読影医とする）がそれぞれ読影する」、「第二読影医のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかの方法で行うこととする。

6 受診者の胸部エックス線写真が丙にて保管されていない場合、丙は別に定める「がん集団検診撮影記録貸出要領」に基づき過去の胸部エックス線写真の貸出しを甲に申し出ることができる。

7 判定は、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行う。

8 モニタ読影を行う際は、読影用モニタなどの機器に関して、日本肺癌学会が定めた基準等に従う。

（判定結果）

第11 丙は、判定を行う際には問診及び二重読影の結果を基に、総合的に判断して精密検査の有無を附し、「精密検査不要」、「要精密検査（肺がん以外）」、「要精密検査（肺がんの疑い）」に区分するものとする。

（受診者への結果通知）

第12 丙は、検診の結果、前条に規定する「精密検査不要」と判定された者に対し、定期的な検診受診を勧める内容の結果通知を作成し、4週間以内に受診者に通知する。ただし、丙は結果通知を甲に提出することも可能とする。

- 2 甲は、前項の規定に基づく結果通知を丙から受領したときは、受診者に通知するものとする。
- 3 甲は、検診の結果、前条に規定する「要精密検査（肺がん以外）」及び「要精密検査（肺がんの疑い）」と判定された受診者に対し、「千葉市肺がん・結核検診（COPD スクリーニングを含む）精密検査結果連絡票」を送付し、精密検査実施医療機関において、精密検査を受けるように案内するものとする。

（記録の整備）

第13 丙は、次に掲げる記録を整備するものとする。

- （1）検診受診者の氏名、性別、生年月日、住所
- （2）問診及び検診結果が記載された検診票及び検体
- （3）胸部エックス線写真（甲が指定する撮影番号で管理すること）

2 丙は、前項各号に定める記録を5年間は保存しなければならない。

（委託料の支払い）

第14 この検診の委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

（システムとしての精度管理）

第15 甲および乙は、適切な方法および精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、国が示すチェックリスト等を参考に、胸部エックス線検査の精度管理に努める。

- 2 丙は、がん検診結果及びそれに関する情報について、甲または乙から求められた項目を全て報告する。
- 3 丙は撮影及び読影向上のための検討会や委員会（乙に雇用されていない肺がん検診専門家）の設置に努める。また、検診参加医は、検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」を2年連続欠席した場合、検診への参加を取り消される場合がある。
- 4 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙（成人保健担当理事）に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

（事業評価）

第16 丙は、検診結果について、要精検率、がん発見率、陽性反応的中度のプロセス指標値を把握する。

- 2 丙は、プロセス指標やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。
- 3 また、丙は県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町村、医師会等からの指導、助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めなければならない。

（点検）

第17 丙は、胸部エックス線検査に係る必要な機器および設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備するものとする。

（広報）

第18 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て、市政だより、パンフレット等を活用し、肺がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

（規定外事項）

第19 この要領に定めるもののほか、肺がん集団検診実施に関し、必要な事項については、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和２年５月２６日より施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和８年４月１日より施行する。